

第 1981 回定例研究会報告要旨（5 月 17 日）

酪農セクターにおける差別価格制度 の貿易への影響について

空閑 信憲

国際酪農品市場における輸出国は少数の先進国によって占められている。主要貿易品目であるバター、チーズ、粉乳の 2000 年における輸出国別のシェアを見ると、各品目とも、EU、NZ、豪州、米国、カナダの五カ国が全輸出量の 80%以上を占めている※¹。また、NZ、豪州を除き、各国とも酪農セクターに対して手厚い保護政策を実施しており、その保護形態のほとんどが市場価格支持政策によるものである。

酪農セクターの市場価格支持政策には、国境措置と国内差別価格制度の二種類の形態がある。国境措置は、関税、関税割当制度、輸出補助金等内外価格差を作り出すことにより、輸入量を抑制したり、輸出を促進したりする形態である。一方、国内差別価格制度は、生乳価格に政策的な乳価プレミアムを導入することにより、用途別に異なった価格を設定する仕組みである※²。国内差別価格制度は国内乳価を人為的に操作することから、生産者価格には影響を及ぼすものの、国境措置ではないため、貿易への影響は限られたものであるとの意見があり、そのため、国内差別価格制度が貿易に与える影響に関する研究は十分に行われてきていなかった。

そこで、本報告では、酪農セクターにおける国内差別価格制度に関する貿易歪曲性および保護コストの負担者について、最も貿易歪曲性が大きいとされている国境措置と比較することにより分析した結果を報告した。主な報告内容は以下のとおりである。

まず、国内差別価格制度の定性的特徴を明らかにするため、飲用乳・加工原料乳の二種類の生乳を対象としたマーシャル流の市場図を用いて、国内差別価格制度と国境措置を表現し、両者の貿易歪曲性および保護コストの負担者に関する主な相違点を整理した。

次に、市場図による説明で用いた前提条件

等をベースにした国内生乳市場モデルを定式化し、様々な需給状況下における国内差別価格制度の貿易歪曲性について計量的に検討した。

さらに、主要先進国の酪農セクターを対象にした多国間部分均衡モデルを構築し、国内差別価格制度の変化が国際酪農品市場や各国の保護コスト負担者に与える影響を分析した。

その結果、酪農セクターの国内差別価格制度の貿易歪曲性については、以下の三点が明らかとなった。第一に、輸入国においては、常に国境措置による貿易歪曲性の方が国内差別価格制度によるそれよりも大きいことである。第二に、輸出国においては、貿易率（加工原料乳の国内生産量のうち、輸出向け酪農品の生産に使用される量の割合）が増加するに伴い、国内差別価格制度の貿易歪曲性が国境措置のそれを上回る可能性が大きくなることである。第三に、貿易率がある水準を超えると、常に国内差別価格制度の貿易歪曲性が国境措置を上回る可能性もあることが示唆された。また、保護コストの負担者に関しては、国境措置の引き上げが、加工原料乳消費者、飲用乳消費者、納税者それぞれに保護コスト負担増を強いるのに対し、差別価格制度の変更による生産者価格の引き上げ（飲用乳価プレミアムの引き上げ）は、その保護コスト増加の大部分を飲用乳消費者が負担することになることが明らかとなった。

これらの分析結果により、国内差別価格制度は貿易率の大きい輸出国においては、国境措置よりも貿易歪曲性が大きな政策手段となり得ること、また、国境措置の代替策として実施された場合、その保護コストを納税者負担から飲用乳消費者負担へと転嫁することが可能となることが確認できた。

※1 出所：Milk Development Council(2004), Dairy Facts and Figures 2003.

※2 たとえば、非貿易財である飲用乳の価格をプレミアムを付加することにより、人為的に加工原料乳よりも高い価格に設定する制度である。代表的なものとして、米国の連邦ミルク・マーケティング・オーダー（FMMO）制度がある。